

## 福島県子育て応援パスポート事業協賛事業者募集要領

|            |    |
|------------|----|
| 平成19年6月8日  | 制定 |
| 平成19年11月8日 | 改正 |
| 平成20年3月31日 | 改正 |
| 平成27年4月1日  | 改正 |
| 平成27年6月15日 | 改正 |
| 平成28年6月14日 | 改正 |
| 平成30年8月30日 | 改正 |
| 令和元年5月27日  | 改正 |
| 令和3年7月6日   | 改正 |
| 令和4年4月1日   | 改正 |
| 令和4年12月8日  | 改正 |
| 令和5年3月7日   | 改正 |
| 令和5年3月30日  | 改正 |
| 令和5年11月21日 | 改正 |
| 令和6年12月10日 | 改正 |

### (目的)

第1条 本要領は、福島県子育て応援パスポート事業（以下「本事業」という。）の趣旨に賛同し、自ら定める子育て応援サービスを提供する協賛事業者を募集するため定める。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、福島県子育て応援パスポート事業実施要綱第3条に定めるところによる。

### (協賛店舗等の範囲)

第3条 協賛店舗等は、福島県内に所在する施設に限る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されている業種を営む施設
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設
- (3) 暴力団の関連する施設
- (4) その他本事業の趣旨にそぐわないと認める施設

(協賛申請の手続等)

第4条 本事業に協賛しようとする事業者等は、福島県子育てポータルサイト「すくすくひろば」(以下サイトとする)又は子育て応援パスポート事業」協賛申請書(様式第1号)により申請するものとする。

2 県は、前項の規定による申請を受けたときは、サービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと認める場合を除き、申込者に対して協賛店舗等ごとに「子育て応援パスポート事業」協賛証(様式第2号)及び協賛ステッカーを交付する。

3 協賛店舗等は、第1項に基づく申請内容を変更しようとするときは、あらかじめサイト上の店舗・施設情報編集又は「子育て応援パスポート事業」協賛内容変更届(様式第3号)により県へ届け出なければならない。

4 県は、前項の規定による届出があったとき、変更しようとするサービスの内容が本事業の趣旨にそぐわないと認める場合は、協賛店舗等と協議の上、サービス内容の変更を求めることができる。

5 県は、協賛店舗等が前項の規定によるサービス内容の変更に応じないときは、協賛を取り消すことができる。

6 協賛店舗等は、第1項に基づく協賛を廃止しようとするときは、サイト上の退会依頼又は「子育て応援パスポート事業」廃止届(様式第4号)により県に届け出なければならない。

7 県は、協賛店舗等の営業の実態が確認できないときは、協賛を廃止することができる。

8 協賛店舗等は、協賛ステッカーの取扱い及びサービス内容の周知に関し、次の各号について留意しなければならない。

(1) 協賛ステッカーをパスポートカードの使用者が見やすい位置に掲示すること。

(2) パスポートカードの使用者がわかりやすいように、サービス内容を任意の方法により協賛店舗等内に掲示するよう努めること。

(3) サービス内容を変更したときは、速やかに協賛店舗等内の掲示内容を変更すること。

(4) 協賛を廃止したときは、速やかに協賛ステッカーを撤去すること。

(5) 他都道府県が発行するパスポートカードの提示を受けた場合は、福島県が発行するパスポートカードの提示を受けた場合と同様の取扱いをすること。

9 県は、協賛店舗等について店舗等の名称、所在地及びサービス内容をとりまとめ、冊子及びホームページなどにより広く県民に周知するものとする。

10 県は、第3項及び第6項の規定による届出を受けたときは、速やかにホームページ等の周知内容を変更しなければならない。

(シンボルマーク等の使用)

第5条 パスポートカード、シンボルマーク及び協賛ステッカーの意匠(以下「パスポートデザイン」という。)は、次の各号の場合に限り使用することができる。

- (1) 協賛店舗等を営む事業者等が、本事業のために提供する子育て応援のためのサービスを各種媒体により周知・宣伝する場合
  - (2) 協賛店舗等を営む事業者等が、本事業に協賛している事業者等であることを各種媒体により周知・宣伝する場合
  - (3) 協賛店舗等を営む事業者等が所属する団体が、パスポートデザイン使用団体登録申請書(様式第5号)又は電子申請システムによりあらかじめ県の承認を受け、第1号及び前号に準じて使用する場合
  - (4) 国及び地方公共団体がその業務のために使用する場合
  - (5) 前各号に掲げる場合以外においてパスポートデザインを使用しようとする者が、パスポートデザイン使用承認申請書(様式第6号)によりあらかじめ県の承認を受けた場合
- 2 前項の規定に基づきパスポートデザインを使用する者は、福島県子育て応援パスポート事業実施要綱第3条第2号、第4号及び第5号に定められた意匠を変更して使用することはできない。
- 3 県は、第1項及び第2項の規定に反してパスポートデザインが使用された事実を確認した場合、当該使用者にその中止を求めるとともに、当該使用者及びその場所等について、ホームページ等により不正に使用されている旨を広く周知することができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。